

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則改訂案」に対する意見

平成 23 年 4 月 27 日
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

[氏名]	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 代表理事 小林 宏
[住所]	東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F
[電話番号]	03-5468-5091
[FAX番号]	03-5468-1237
[電子メール]	info@mcf.to

「準則改定案」に関して、以下のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見および理由
特に無し。全般	海外事業者が日本市場向けにサービス提供する場合に、準則を意識しているとは考えられない。 準則で厳格な法解釈が示された場合にそれを意識し、一部萎縮してしまうのは国内事業者のみである。 準則が、国内市場における、国内事業者の海外事業者との競争を阻害する要因となることを懸念する。経済産業省として、こういった懸念点についての見解を示して欲しい。
【1】 ウェブサイトの利用規約の契約への組み入れと有効性 2.説明 (2)サイト利用規約が利用者とサイト事業者の間の契約に組み入れられるための要件 ③長文難読なサイト利用規約の契約への組み入れ	サイト利用規約について「取引内容や条件が複雑である場合には、サイト利用規約が長文で複雑なものとなることは避け難い」としておきながら、「長文難読な表現が使われることにより利用者に不利益な条項が隠蔽されてしまい、消費者にとって容易に理解できなくなっている場合には信義誠実の原則や消費者契約法の規程の趣旨から、このような長文難読な表現によって隠蔽された不利益条項の効力は否定される可能性がある。」と、逆の指摘をしており、ネットビジネス・ウェブサイトは非対面であることやモデルが進化し続けるため複雑である部分も多く、ゆえに規約には正確性が求められ、長文となる可能性は否めない。悪意を持って隠蔽された場合は非難されるべきだが、必ずしも悪意でない場合もある。規約に表記される文章において隠蔽されるとはどのような事を指すのか。
【2】 未成年者による意思表示 1.考え方 (1)未成年者が法定代理人の同意を得て申込みを行った場合	「事業者は、取引の性質上未成年による申込みがどの程度予想されるかや、取引の対象、金額等から考え得る取消によるリスク、システム構築に要するコストとのバランスを考慮して、申込者の年齢確認及び法定代理人の同意確認のために適当な申込受付のステッ

	<p>プを検討することが必要になるであろう。」という解釈は、ネットが非対面であり、どのような対象者が利用するかを事前に把握確認出来ないことが多いため、このような記述により、一律で同一の対応でなく、適宜バランスを考慮することが配慮されていることは評価したい。</p>
<p>【2】未成年者による意思表示 1.考え方 (2)未成年が詐術による申込みを行った場合</p>	<p>(取り消すことが出来ない(詐術にあたる)可能性のある例)、および(取り消すことが出来る(詐術にあたらない)と思われる例)、としていずれも「未成年者の場合は法定代理人の同意が必要です」という記載を、“申込み画面上”に掲載しているか否かで、取り消しが出来ないもしくは出来る、という事例が示されているが、非対面のネット取引では事業者は相手方の利用者を事前に判別出来ないため、未成年の利用をさほど想定しない成年向けのサイトであっても「未成年者の場合は法定代理人の同意が必要です」という表記がないと、未成年の契約は全て取り消すことが出来てしまうように受け取れる。事後に、成年が未成年だと主張して契約を取り消すような行為に出ることも考えられるため、例示をするならば、より何例かの具体的な例の記載を希望する。</p>
<p>【2】未成年者による意思表示 2.説明 (2)法定代理人の同意がある場合 P24 欄外</p>	<p>欄外脚注に、「15 携帯電話端末を利用した電子契約については、未成年者の利用によるトラブルの事例が少なくない(オンラインゲームでの高額請求のトラブル等)」とあるが、事業者に対し厳格な手続を要求する根拠としてこの記述が存在している。 この記述をするのであれば、具体的事実を示す資料を明示していただきたい。</p>
<p>【5】インターネット通販における返品 2.説明 (3)法定返品権の消極的要件(返品特約表示) ①広告上の返品特約の表示</p>	<p>特商法上の返品特約の適正な表示例として、「通信販売における返品特約の表示についてのガイドライン」が挙げられており、この具体例に沿っていないものは、そのまま特約として無効であるかのような記述と読み取れる。 しかし、当ガイドライン内の表示例はあくまでも一例に過ぎないという説明の下、当ガイドラインと準則の双方は経済産業省により作成されたものであるにも関わらず、この具体例に沿っていないものがそのまま特約として無効であるかのような捉え方をされかねない記述は避けるべき。</p>